給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

記入例②（転勤の場合）

御注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先では「給与所得者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先で本人から「個人番号」の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収の申出がない限り、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付願います。

（五月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。）

○○○ 市町村長殿

令和 ×× 年 ○○ 月 △△ 日提出

（特別徴収義務者）給与支払者

所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△1−2−3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
個人番号※注2 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

「9」から始まる7桁の番号です。
（税額通知書に記載されています。）

特別徴収義務者指定番号	9876543
宛名番号※注1	1234

※市町村ごとに異なります。

連絡担当先者 所属	人事課人事労務係
氏名	特徴 花子
電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	スズキ イチロウ						
氏名	鈴木 一郎						
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日						
個人番号※注2							
受給者番号	123456						
	○○県××市△△3−2−1	140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	×× 年 8 月 31 日	2 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額 6．（右から番号を記入）	1 1．特別徴収継続 2．一括徴収※注3 1月1日以降の退職の場合は義務づけられています（右から番号を記入）

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないで

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

1．特別徴収継続の場合

（新特別徴収義務者）特別徴収義務者指定番号	☑新規	法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
〒 654-3210		担当者連絡先 所属	庶務課社員係
○○県××市△△1−2−3		氏名	特徴 進
カブシキガイシャ ツフドンサン		電話	111-111-1111 内線（ 222 ）
氏名又は名称	○×不動産 株式会社		

「9」から始まる7桁の番号です。
※中野市から特別徴収義務者の指定を受けたことがない場合は、記入不要

新しい勤務先では、月割額 11,600 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。

者番号

書の要否（の場合のみ記載） 2 （右から番号を記入） 1．必要 2．不要

新しい会社で特別徴収を開始する月（9月）とその月割額を記載します。

2．一括徴収の場合

理由 （右から番号を記入）

1．異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和 年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日 月 日

（上 円

税額は、

入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由 （右から番号を記入）

1．異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和 年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄